武家名目抄 職名部 卅四中下 五十九六十

和書門
類
一六四二五
號
二二〇
函
二七
架
二七
冊

内閣文庫
和書
類
一六四二五
號
二七
冊
一九三
函
一六
架

内閣文庫
番號 和 16425
冊數 27 (27)
函號 153 277

国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄第四十五　九冊

職名部廿四中

物見番頭

四番　神保

番頭　天野芝見

神保長門守

神保長常　云　四條隨時

大神保新兵衛高家分

神保長常　隨時ノ事　正時

神保長常　隨時ノ事

神保長常　意賢秀宗光ノ

四條隨時ノ　押領ス　藤五

温故堂文庫

物見番頭

大物見

物見尺輕

忍物見 又稱芝見 又配物見 カヘリ

物見番

小物見

遠物見 又稱遠見 番又遠目

書籍館

武家名目抄第四十六 五冊 九冊

職名部 廿四丸 廿八中

物見番頭

温故堂文庫

浅草文庫

物見番

太平記云 四條縄手合戦條 楠帯刀正行舍弟正時

日本政府図書

和田新兵衛高家舍弟新發意賢秀究竟ノ

兵三千餘騎ヲ率シテ霞隱レヨリ驀直ニ

四條縄手ヘ押寄セ先作候ノ敵ヲ懸散サ

八大将師直ニ寄合テ勝負ヲ決セサラン
ト少モ擬議セス進タリ　按ニ[illegible]ある年候ハ波
[illegible]世ふり[illegible]抜書[illegible]
[illegible]敵の動靜を窺[illegible]
[illegible]
又云吉野御廟
神靈條　南方ノ皇居ハ金剛山ノ奥
觀心寺ト云深山ナレハ左右ナク敵ノ可
近所ナラ子共存候ノ御警固ニ憑思召レ
タル龍泉赤坂モ責落サレ又昨日一昨日

マテ御方セシ兵共今日ハ多ク御敵ト成
ヌト聞エシカハ云〻　按年候の内警固[illegible]
[illegible]
東亂記云小弓義明合戰條夜已ニ明ケレハ小田
原勢川端ニ打望ム小弓勢ノ先陣椎津村
上堀江鹿島以下川端ニヒカヘテ待懸タ
リシカ物見ノ兵ヲ御旗本ヘ參ラセテ申
ケルハ敵已ニ川ヲ越候其勢雲霞ノ如シ

味方ノ御勢ニテ常ノ如クニ對ヤウノ御
合戰叶ヘカラス只今急ニ御旗ヲ動シ川
中ニ勝負ヲ決スルカ味方引ヤウニモテ
ナシ敵ノ先陣半越ナン時急ニトリヒシ
キ川ヘ押ハメ候ハヽ必御味方ノ勝勢ナル
ヘシト委細ニ申遣ケレハ諸軍此儀可然
ト云

新田老談記云越後謙信公成田城ヲモ水
攻ニ可被成トテ御用意ノアルヲ左衛門
聞及テ早速和談ヲ願給フ中略佐野桐生ノ
道筋山ノ内御見物ノタメ廣澤境野ノ原
ヲ御通リ足利八幡ヲ御通リ也細道無案
内故ニ左右ノ山ノ腰田畑ヲフミ根藉無
限其砌茶臼山寄居物見ノ番頭ニハ金井
田左衛門ト云者在番シテ居タリケルカ
謙信公ノ御通リヲ聞テ雨沼ノ邊ヘ出向

テ遠見シテ居タリケル
又云足利佐野桐生トハ領分入組多シ四
五年以前ハ境論絲論起テ夏ハ諸苗ヲ蹈
散シ作毛ヲ振散ス依夫國主代官ノ下知
ヲ不待就夫境目繁昌ノ村里ニハ寄居ヲ
構テ出城ヲ拵物見番ノ侍ヲ遣シ置歩弓
ノ人ヲ相添近邊ノ百姓集リ居テ盜妨狼
藉ヲ防キケリ

北條五代記云物見の武者
ほまれを係敵味方對陣の時
ものみ物見とさとる人を先立てうまを馬を飛
其所乃業門をたてる功名を專とする物見の武者
境目へ乗出て其日氣をを見合せたるを
たゝ高き所へ乗上敵の軍勢をたてる為
内陣をさだめる大將軍出馬し對陣をたてる時
敵とみるを先の役人物見入ハ是程
境目へ行寄る所をあらつまくまを敵我ものしあらつまくまを

ゆふ見まと葉花思ひ見名所より枝の写書と
ありる事を見てと知りておゝ人の武者さらひ見へとを
或時彼等おそつく御路へとれきりうさんらん
そをひそむくハ高き武者と力として山へと山へと
奈とくせしる事業く業の内よおくてよし叶
らし陣九の事たらひ敵をく引けらひよもれ
太山北麓くかくの地大河のくく流乃流らし
ろの乏所くときらひ魚鱗鶴翼よ陣をとるふ

かくて此義を武者ともの下知せしにつゐて旗を
おらん乃たゞちにまことに築せ一夜の陣に要塁
をかしきを見せ知らせ猜度まよくハ戦ひ備まし
きこえたかしき信ずるのてうく也

松原自休手録云信長ノ加勢雖レ為二大軍一旗
色スヽヤカニシテ有二敗軍氣一云々小山田
ト馬場打ツレテ信長ヘ演レ之信玄今日ノ
物見番ヲ問ニ諸賀入道来ル上原兩人ヲ

遣ニ人衆返テ如右申ス
甲陽軍鑑末書云武者奉行或一人二人旗奉行
二人長柄奉行二人何レノ備ニモアルヘ
シ旗本ノ相言萬法度ヲ請テ其手ノ觸流
ヲナシ隔番ニシテ非番ハ物見ニ出ル也
又云廣瀬其日物見番ニアタリ馬上ニテ
酒屋井左衛門尉ト三度ノ内二度詞ヲ合追
コミ追出其時三科小菅孕石曲淵辻弥兵
衛和田加介長坂十左衛門此八人馬ヨリ
オリタナ高名仕ル也
又云元亀二年十二月廿二日ニ濱松味方ケ原迄推
詰被成諸将ニ向テ被仰家ノ公勇智ノ将
也シカルニ其居城近ク推詰事是一ツノ
規模ナラスヤ剃信長大軍ヲ以テ加勢ヲ
ナス中略旗本ノ物見番諸我入道是ヲ見定
ム家ノ八九備ニシテ只一重也シカモ旗

色清メリ加勢ノ備ハ旗濁リテ敗軍ノ色
明白也云々
別所長治記云秀吉不及辞退天正六年三
月四日為西國成敗都ヲ立同月七日播州
加須屋カ舘ヲ為本陣行列ノ次第盡善盡
美一番旗二鉄鏃炮三弓四長柄鑓五切具足
各二行ニ列ス前後騎兵相隨之次兵鼓次軍
監次乗替馬次秀吉手廻ノ兵具如先手次螺
次小符次手明ノ歩卒大将秀吉先鉄鏃炮弓
鎗甲立後小旗次宿老次使役廿八人次作候
ノ役人卅六人次摠勢七千五百騎引下リ家
老一頭翌日ヨリ國中ノ諸侍令出仕或時
山城守三宅治忠兩人軍評定ノ為行秀吉
舘ヶルニ秀吉ノ曰ク長治西國ノ可有案
内者各ノ軍立ノ次第不日ニ擒歃スル謀
計モヤアルト被問ケレハ三宅申テ云曰ク

今度ノ御合戦ハ万死一生ノ合戰五度モ
十度モナリテハ叶マシキカ御手間トラ
レ候ハントト存ル就其先手陣ノ張ヤウ當
家代〻定メ置所ハ敵國ノ境内ニ入テヨ
リ備押路ノ程三十里ノ外不押卯ノ剋ヨ
リ以前ニ不出未刻ノ首ニ陣取ヲ定然シ
テ物見ノ者ヲ放遣夜懸ノ用心伏兵ヲ置
至日暮備置押候ヘハ陣ヤ不定晩食不調士
卒困勞シテ其陣不堅固冊里ハ上道五里
也サテ陣ヲ取固ムル事ハ云ハ暮〻川端ニ陣
ヲ張時ハ雨降洪水出ントト前廉ヨリ覺悟
シ山野林古屋敷ニハ必有伏兵ト心得風
ノ順逆可知事肝要ナリ其上遠候中候陣
中ノ候トテ三段アリ遠候ハ敵國發向ノ
時三日先立テ軽歩ノ遊士ヲ遠候ニ放遣
敵國ヘ可入地形切所嶮易并敵出向ント

欲スルカ歟ノ虚實空隙ヲ能ヽ窺ミセシ
ムコレヲ遠物見ト云揔テ常ニ諸國遊士
ノ間牒ヲ放遣歟ノ虚實ヲ見セテ國ノ政
ヲ可知事肝要ナリ是興軍最初ノ謀也中
候ハ發向之刻一日先立テ軽騎ヲ三人放
遣道路ノ嶮易山林川澤水草ノ使宜ヲ能
能見セシム陣中ノ候トハ斥候番ノ者三
人宛三番ニシテ其内老功ノ武者一人若

清正記云 [illegible]

壯利才ノ武者ニ人合三人宛ナリ如此ノ
事憚入候ヘトモ備ノ次第依御尋申候也
ト云く

信長記云 信忠卿高遠攻條 信忠卿ノ母衣ノ衆物見
ノ者計被召具仁科五郎カ楯籠タル高遠
城川ヲ隔テ高山ヘ兼上城中ノ様子被見
及

太閤記云 ミ城ら退條 城中因ゑ城 ... 佐々ヵ物見ニ三騎ゑ五

[illegible]

六人走来りしが近辺にかくと告しに
こそ扨ハ此方勢為るやと有しに内藤助ハ
本紙の端へ引入りけと
又云 筑紫陣除 秀吉公ゟ嶽長野之帰国要
害に而ゟ来陣之人望日相見の馬上廿人
計 連 計ゟ石仕かんきやく仕候を見計り世ゟ
法未生前り 嚴 清四ゟ地ゟ刑ゟ志
りうそみゟゟふ

播州佐用軍記云 秀吉卿 與宇喜多合戦條 兼テ國中并
國堺毎ニ物見ノ軽騎ノ侍 諜 謀士餘多出置
レ國ニ逆心ノ者アルカ他國ヨリ後詰ア
ラハ告 来 来ト附置ケル
松平記云清方ゟ石川又四郎根来十門布
施孫兵衛物見ゟ為ハ出ゟ警ハ人数
唐ゟ敵方ゟも計略乃を取ハ他を為ゟ
物見ゟ為ゟと所合ゟ世ゟ合戦初むゟと

増補家忠日記云天正十三年閏八月三日
寄手ノ軍勢丸子ノ城ニ兵ヲ發シテ筑摩
川ヲ渡テ八重原ニ陣ス（中略）夫ヨリ後ハ敵
味方戰ヲ止テ互ニ城ヲ守リ陣ヲ整テ數
日ヲ経ル寄手ノ軍勢物見ノ番ヲ定テ交
交ニ是ヲ守ル
伊達日記（成實記）云本宮ハ可為籠城候間其支度
可申由被申候ヘトモ俄事ニテ心懸モ不
罷成十八日未明ニ本宮ヘ入候處ニ働不
參候物見ヲ遣候カト承候ヘハ夜ノ内ヨ
リ付置申候由被申候火手見ヱ候間陣移
カト存候ヘハ物見早馬ニテ參候佐竹會
津岩城衆被引除候結句前田澤モ引除候
由申候間前田澤ヘ人ヲツカハシ見セ候
ヘハ一人モ不殘引上候ニ付政宗公本宮
ヘ御移ナサレ御仕置被仰付候

蘆名家記云 朱澤正宗檜原越ヨリ會津ヘ働條 檜原ヲ正宗
ヨリ攻玉ヘ(トモ)恆穴澤善右衛門尉ツナキ峠
ニ物見ヲ差置正宗寄玉ヘハ見下シニ鉄(鐵鎖)
炮ヲウタセ用心キヒシク仕リシ故左右
ナク正宗檜原ヲ攻取玉ヲ事不叶
奥羽永慶軍記云 大崎國分論地合戰條 大崎義宣郎
等千枝隼人ト葛主税ヲ物見ニ出ス兩人
立帰レハ義宣敵方ノ先手ハ誰ナルヤ人
數ハイカホトカアリシト問フ千枝申ケ
ルハ云〻義宣忽怒テ汝左ヤウノフカク
モノトハ知ラテ今日物見ニ出シタリ以後ハ物見ノ役叶フマシ
云〻
蒲生氏郷記云岩酌ト云城ニ熊谷越中ト
申者人數多楯籠中略氏郷此ヲサヘニ居ル
支ヲ無念ニ被存岩酌ニ近ヨリ見渡シテ
如何思ハレケン物見二人被指越吉田兵

助周防長承ナリ岩酌麓在ヽ二人有之カ
又ハイツ麓ノ者共退候カト能見ヨト有
之二人麓ヲ見ヲハル二人一人モナシ
武蔵叢話云小田原陣の砌蒲生氏郷の攻ル
岩槻の城を大田十郎氏房持口ゟ五月廿
乃氏房ゟ家計波多野ふ[illegible]
相先ゟ門口より出ゟ的氏郷勢之の長町野
万右衛門ゟ[illegible]

引退ヽ
武徳大成記云小田原陣條天正十八年二月秀
吉小田原ヲ攻ラルヽニヨリテ神君十三
條ノ軍法ヲ定ラレ諸将ニ令シ玉ラ一無
下知而先手ヲ差越物見ニ遣儀可為曲事
云ヽ
義殘後覺云朝鮮人躍懸ル條正月元日ノ未明ニ
毛利宰相秀元ノ御本陣ヘ太鼓鐘ニテ寄

懸ル間近ク聞エ元日ノ事ナレハ上下トモ
ニ静リ歸テ朝鮮ノ儀式ヲ勤ル所ニ歓カ
寄候ト申程コソアリケレ大将軍聞ヲテ
物見ノ役者急キ見ヨトノ御設ナリ打立
テ駒ニ鞭ヲスヽメテ見ケルニ獅子頭赤
頭色〻ノ面抹ヲ被リ異形異類ノ美麗ナ
ル出立ニテ旗印笠ホコ抹ヲ差セテ二三
千太鼓鐘笙篳篥ニテ来ル程ニ是何者ソ

ト云ハ通詞出テ年頭ノ御礼ニ大将軍ヘ
躍ヲ懸奉ルト申急キ走リ歸テ此旨申上
云〻

東遷基業云 利長卿ハ三度ヲ杉ヲ申
闘戦條 利長卿ハ三度ヲ杉ヲ申
世一戦ヲ交ク栗嵐ヲ細雨ノ如クニ
ノ末ハ班々ヲリ山陰ヲ長門高山南坊ヲ踏谷ヲ
引返テ長重ノ旗ヲ物見利長ノ出ルヲ待
ヲ長重ヲ為ル也杉ヲ出ク南濱井ヲ出リ

[illegible]

松原自休手録云慶長五年八月廿二日押
寄川岸如案從岐阜出勢防之一柳八近邊
ノ在黒田常ニ知淺深不恐木曾川逆浪渉
之池田淺野堀尾並轡兼入敵雖支之不屑
城主秀信闇魔堂ヘ出張シテ以仆候令下知
云々九月十五日内府曉出赤坂被陣野上
ト關原ノ中途朝霧深シテ不見分敵味方
ノ差別卯刻正則為仆候遣澤井左衛門尉
森勘解由祖父江法齋兼還テ内府ヘ以法
齋三成以下從大垣今曉出關原早ク一戰
ヲ可遂急キ可被出御馬云々十九年十二
月九日大坂勢置番船守神崎ノ渡金吾カ
聞勢追拂之舍兄武藏守出張シテ金吾カ聞
越神崎大ニ怒欲越中島ノ瀬兼テ遣仆候

探知之率兵至中島云々

駿府記云慶長十九年十一月三日及昏黒
御使番島弥左衛門本多藤四郎天王寺口
先手物見被遣處則歸參言上之趣道明寺
近所小山邊藤堂和泉守後其次第陣之躰
申上

秀頼事記云志岐野合戦條慶長十九年十一月廿
六日佐久間河内守小栗又右衛門尉物見

ヨリ歸參シテ今朝敵青屋口ヨリ足軽ヲ出
候處ヲ佐竹義宣取合數刻戰ヒ頸八討捕
候ト申廿七日千賀孫兵衛物見ヨリ歸織
多新家村其邊六ケ所舟橋ヲ渡蜂須賀九
鬼戸川肥後守等カ諸勢往還自由ヲ得タ
リト申ス同日永井右近水野日向堀丹後守
菅沼左近山岡主計物見ヨリ帰リテ敵七
八千野田福島ニ出テ見エ候ト申ス明日

御覧有へキノ條供奉ノ兵百騎計申付ヨト欲仰出、
無名雑話云物見ニ行テ帰主人ヘ御返事
申ニタトヘハ敵進色ナリ或ハ不進色ナ
リト云主人如何ト云答曰敵倫シラケタル
トカ又ハ二ノ手不續ト云カ先手進トモ
二ノ手不進ト云カ御返事餘ハ順之可申
上也其時大將敵味方ノ間何程アラントト
問或ハ先手ト先手ノ間十五町トカ廿町
トカアラントト云シラケタルニテモ不續
ニテモナシ又問五七町モ有之ト云是又
シラケタルニテモアランカ何モ心付ヘ
キ事共十リ
按物見番ノ職ハ凡戦陣不除之時敵之
形勢ヲ望察シ[illegible]ヲ首ノ報ヲ[illegible]
不准シ合戦ト云或ハ戦場の嶮阻
要害等ヲ[illegible]事ヲ擬[illegible]

習ひ事務なりとも緩くて段々成候しく相
成りいたし何候の中にも
仔候所度被いたしあるもの也
此識者ニ設置きあるも又
條附り令をもって政りを何事も軍法者
工夫り長きもの者を用ゆるにつけ必ず慶長
元和の頃より大名使者同類等の輩この事
をうけ給はるものもとなりたる事も其為識

を任に堪ふる者を用ひ物見あるへし或ハ敵
地の消息を察しへきため國界ニ要害を
構へて軍士を結ゑしく守衛せしむることも
物見番といふものありて亦敵の動静をさくりぬへく
主旨とを報きへきつかさなりとぞ又陣法り
作侯備といふもありこれら其たりいへる遊軍れ
類なる物見の隊伍をさしまとむる一隊ちよ
なしく或ハ軍ニ先たちて進み或ハ傍らの

地ノ陣ヲ敵軍ハ形勢ヲ望みて敵ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大物見

甲陽軍鑑云 長野信濃板垣信形名係 板垣濃利ハ信大将
ハ籠城ヨリ外ニ無之 板垣大将ヨリ家老ヲ
指添村上方ヘ働ヲ板垣家中ハ信ヲ六十騎
歩者一人ヲ大ハ人ヲ出シ敵陣
[illegible]
同末書云天文十七年七月朔日ニ小縣ヲ
御立アリテ笛吹峠ヲ越シ松枝ノ城ヘ大
物見ヲカケラレ焼働ナサレ七月三日ニ
早〻引取同六日ニ甲府ヘ御著也
又云信玄公二萬三千ノ御人數二十一備
ニシカハラカイヘ推出シ合戰ヲ持方立

ラレ馬場山縣小幡真田小山田内藤朝比
奈岡部原其外侍大将老若共ニ召連ラレ
上下百四十五十騎餘味方揔軍ヲ五町程出
大物見被成是非一戰ヲトケ氏政ヲ討取
明後日ハ必小田原入ト被仰付
松隣夜話云矢倉ニアリケル侍小田カ役
所ニ来リ刀根川ノ方ヨリ馬煙夥ク見エ
トヨミテ次第ニ相近キ候氏康公奥州筋へ

御手使候ヤト申ス小田無覺束テ長野ヲ
伴ヒ矢倉ニ上リ見之兩将刀根川ニ出ス
軍門ノ前ヲ押通リ敵ノ可寄様ナシ近國
ニハ輝虎ト太田ナラテ敵ハナシ若又謙
信誤テ奥筋へ手使被申トモ兩将斯テマシ
マセハ爭カ一戰不有去ニテモ又味方ニ
テハ可有トモ不覺大物見ヲ掛ヨトテ小
田小三郎与力同心五十騎ヲ連レ自ラ物

見ニ出七八町西ニ當ル丸山峠ヘ乗上ケ
ル處ニ太田三樂先將澁谷カ一手三百計
テ寄来ケルニ嶮キ山ノ嶺ヲツラ突程ニ
行逢タリ

關八州古戰録云上杉景虎武
州忍城攻條景虎大物見
トシテ騎馬少ク呂連大手佐間口ヨリ下
忍口マテ乗廻シ巡見セラレケル
奥羽永慶軍記云佐竹与伊達會津長沼ノ
安積合戰條

城主新國上總介申ケルハ云〻義重宣ヒ
ケルハ御邉大物見ニ出テ番手ノ次第ヲ
モ窺フヘシト宣ヘハ貞道畏リ候トテ馬
上五騎足軽歩者百餘人折列郡山ノ南ヨ
リ北ノ取出ノ要害窪田ノ矢羅井ノ中ヲヲ
敵陣近ク打テ通ル

鳥居家乗云天正三年九月武田勝頼を州淡
路小働ケ崎柱現場天龍川乃橋子伊賀人を尾

きゝ世騎計石異きと大あんゝ出ゝ人義太
典元忠を引ゝて西伊波一ゝ事
東遷基業云武田勝頼
百ゝ殘條　天竜川大ゝ西波事
波ゝ事石川勝頼見付府ゝを進ゝ河ゝ
陣をゝゝ波松平士ゝ居元忠大久保忠世を
生忠伏成瀬正一内藤正成葉田康忠榊原康
政等三十騎計大あんゝ初ゝ甲軍板垣
信形ゝ西騎河ゝを渡ゝゝゝを須松乃

大あん見河ゝ入ゝ逆撃んゝしけゝ敵渡ゝ事
あゝゝゝ帰ゝゝゝ大あんゝ乃ゝ後敵の
陣ゝ向ゝゝゝゝ出ゝ
又云長湫合戦條　秀吉中軍ゝ将ゝゝゝ加合十
二万西ゝ乃人数ゝゝ三月ゝ七日午の刻乃
大ゝ戸川を渡ゝ大山乃城ゝ入ゝ同日未
乃刻ゝ秀吉法ゝ羽を引連ゝゝ大あんゝ出張
動ゝ事元出ゝ地ゝゝ元ゝゝ人楽田羽黒戦

掘切り小牧山を西へ巻き巻き二重塹壕
繋
繋合せ候を二重塹壕と申し候
塹
列ねる
清武東国諸
於
天正十六年
之月十九日午の刻秀吉公
西江中納言殿陣の先手より箱根山中堀出
九へ八町斗有之
計
る所へ引き詰め詰町と
申す西谷城へ人数を出
中略
城の大将松田
彦次大夫同弟左衛門と名乗る二人首を折
せ手負ひ捨てるのように城帰り時に成る事八小
田原より山と申す方へ詰寄民部方共と大作候
ように山中へ逃て不申徳川衆の内人数案内
する筆者を国方伺ひ候と云山中に
撫史の屋敷有りと一騎打て押詰り候と
云ふ事なる岩の陰軍勢と云ふ
影に又南方日金の方より八上方勢沼溪を
満て陰地をもち屯所雲霞のごとし山

上杉方を敵に山中の地を抜く之青山四
郎へ押入と云ふ事なり為に苦人〻中
途より之時新手勢三十騎計有り
會津陣物語云 本荘出羽守与政宗宮代合戦條 折節宇佐
美民部小瀬美作八五十騎ニテ大物見ニ
出ケル力是ヲ見テ森ヲカタトリ備ヲ立
テ鉄鎖炮ヲ打懸メリ
抽大物見人数と云き仁作候を
あとより大の字をもつて例乃
物見といふハ五拾七騎ニ敵上乃ハ
ともひとまとまりとなれハ敵陣ニ進
みくミ挙動と密に或ハ敵地ニ入く作
候をあとより人数をくてを以乃
うちまきあれ軍士をとらへらるる
又前ハ人ニ大物見ハ出ることと
あれと大ハ物見功者なる輩江ニ出ル

うへく表ゑ候か者ありしとなかゑ正しき職

名をくハ古しきことある人といふ人家ありて承

さつまのつしおさる也

小物見

清正記云 清正秀吉公へ奉公ニ出初ニハ源 あふ時長濱乃町

人家へ人を誘あやまちて家乃者を中に

町中さハかし虎之助太の柄子出つまと走て待

更乃者清を此時かくうちて あまりにかの町人家へ

走行之四方より人みちくくるも大勢のあまさらく

て入根精人被打名をとし總とりけて家一ヶ所と

めり婦しもなく出てまた字をさそる者ハ

秀吉公是をきゝて市兵衛久人清といふ所の也太の茨尾

秀吉公是を感し此虎之助の名ハ常に

若者のやうなとなくとの役をさせつかはさと思

召しより終に仕へりと後には二百石乃加恩あ

まく中村大膳と与此小物見役に仰付られ胡

著勧仕事なく
物見足輕

室町殿日記云細川典厩乃要害へ歟より乱入 天文十二年四月廿六日戌
の刻より和州去年井乃富士庫城を攻
あく武士四百計後より今宵上るの事
如法しあんの事輕と聞しかと
甲陽軍鑑云長野信濃板垣信形守源板垣東中乃侍を六
十騎歩者人もつて大あんを出しかの
敵陣をとくとまつて
物ものしいつる歩者
昼あんを輕る例

會津陣物語云　一撰勢圍越後國三條城條　堀雅樂助大
二憤リ五里隔テ高山要害ニ陣ヲ取本莊
ノ村上周防守ト柴田ノ溝口伯耆守ト兩
所ヘ加勢ヲ乞タリケルヲ有坂齋宮介下
知シテ物見足軽ヲ出シ置雅樂介カ使ノ
者二人マテ生捕
按物見足軽ハ今ハ世ニ足軽ト云
不沙汰ニ仕ル者ハ徒士ト
あまし足軽同心中ニ小者の類ニあれ騎ル
者ニあらぬ者を以て
今ハ徒目附中ニ同附少人目附
ハ徒士ト
物見者ハ矣なるなれ共車の大
小ハ仕ル侍ニ或ハ騎馬のあんと也
し或ハ歩立の者ト用ひ又ハ騎ル歩立ハ
者ハ騎ル者ニあらぬ者ト也

遠物見又稱遠見番ゟ遠目

矢為十二ヲ記ス永禄三年五月中旬矢島五郎度滝沢の城城へ寄る城中ハすべて割もちて鉄炮弓ハをすべて書かし無不足を用ゐ夜中ゟ西郷度ヨリ仁賀保大和守度ゟ藤ゟ又ゟ藤ゟ溜まく大勢おろえ流清ものへ後詰ハ行なく信ゟ引れて夜中ゟ車引ゟ引れ 按奥羽永度軍記ゟ

を仕候

又云永禄三年潟海へ西郷度押ヲ出し武方中無百ヲ限ゟ市場へ百姓ゟ運送まてを妨ゟ度ゟ五郎度ゟ五郎度ゟ四百

天正二年六月中旬潟海へ押寄ゟ上陸ヲ一日

逗留ゟ中ハ武ゟを用ゐ夜中ゟ五郎度へ

仁賀保勢後詰ヲ出し横手山城築地五郎度

夫人大将ヲ出し大勢押ヲ寄ゟ中

見國雜録云元亀元年極月廿二日牧野右京
晴南方中ゝ快晴[illegible]云長武者ハ汗出ル
位也武田信玄内機嫌石斜中略今日濱松表
内合戦ノ仕濃ゝ番へ出ヲ抜ヲ[illegible]
家ノ濃打ゝ城ヲ掛ゝ[illegible]
ゝ此時方ノ京ノ[illegible]
乃披露也

別所長治記云遠候中候陣中ノ候トテ三

段アリ遠候ハ敵國發向ノ時三日先手立テ
軽歩ノ遊士ヲ遠候ニ放遣敵國ヘ可入地
形切所嶮易并敵出向シト欲スル力敵ノ
虚實空隙ヲ能ゝ窺ヒ見ル規ミセシムコレヲ遠物
見ト云 仮文抄見條書沢

○三新田老談記云新田足利ノ強力若侍ヲ交
テ少モ心ヲ不免遠見加番ヲシテ前後左
右ヲ取巻テ近邊ノ郷人迄ヒシメキケリ

又云ハ新田カ
別而ノ時代ニ
見ヘ別而ナルヘシ
什

一 〇新田老談記
又云武蔵國寄居ノ城ニハ北條安房守ヲ
指置シカト無心許事多シトテ三百餘騎
ノ加勢ヲ遣シ櫻澤八幡宮ノ前ニ新關ヲ
スヘ山ノ上ニハ遠見ノ番ヲ催シ用心厳嚴
ク見エタリ

二 又云天正六年五月二日ニ里見兄弟上下
廿三人石原カ住宅ヘ押寄撫切セント被
成ケレトトモ里見兄弟近隣ニ御座アルヲ知
テ兼テ用心ヲ構テ朝夕遠見番ヲヨキタリ
ケン今立ル様子ニテ人一人モ無落去リ
ケレハ無力コソ被帰ケル

太閤記云 越中国乃越
城明退條 〇荒田方より同志を入
内評を遂まし、こゝろやすく籠ハ又ハ夜を入を
おし利家後室を石知し其出陣ぬし
夏秋まて廿よは加賀国へ乱入し在々所々放
火きんと發向し〻こ

作ゝ内蔵助表御ニ行出羽国ニ面ハ不叶
事さし事を二度八月まて行不
事と悔一こひた家中に

又云 織田造酒亟條 造酒亟此表ニ有ルヤウニ手本ヲ
しなと云まん事編ニ所収ス 無益ニ
無益やうに心を賦ラ表ヲ書シ文ハ用ヲ
或此の所書此乃ち見あらはと自分の歩士を
歩添想軍と已稱のあるものやうに労せし也
乞ひ求ある勇士とゝ也
播州佐用軍記云 寄手摠勢上月表ニ
ニ見上ル山城ニテ要害ノ地ナレハ是ヲ
事トモセス遠物見ヲ置寄手ノ怠ヲ見テ
ハ打出或鉄炮ヲ打或遠矢ヲ射カケル間
寄手ハ日ヽニ手負死人多ケレハ竹把ノ
陰ニ隠レハカヽ敷イクサハ無リケリ
籾井日記云 黒井表合戦條 明智右馬允ヲハ又太
郎トノ馬上ニテ切テ落サセ首ヲトラセ
ラレ候翌日ヘムケテ山ヲツタヒ谷ヲヌ
ケテムレヽヽ二方ヽノ口ヽヘニケカセヽ

リ行ク遠ミノ者トモ相ツノ貝吹ハヨリ
合ニ討捨生捕候ホトニ云々
奥羽永慶軍記云 阿子島高玉落城條 辰ノ一天ヨリ
軍始リ未ノ刻ニ落城ス西一方ヲハ態不
圍明置テ落ル者アルカト遠見付ヲ置ケ
レトモ一人モ落ル者コソ無リケレ
又云 九戸左近将監政實起一揆條 梯引河内守モ其夜同
時ニ笘米地ノ城ニ取懸散々ニ攻ニケリ

サレトモ笘米地因幡守日来用心稠ク四
方ノ櫓ニ遠物見ヲ置ケレハ人馬ノ音續
松ヲ見付ヒシヽト出立テ夜討寄ルト
等ク衝テ出
荒山合戦記云 石動山ノ衆徒共ハ當山榮
久ノ護摩并利家調伏ノ祈禱シテ緩ヽト
シテ居タリケレハ遠見ノ兵ヲモ不出故
ニ利家ノ軍兵共安ヽト山ニテ攻上云々

清正記云 清正陣所へ松浦人家討漏 彼疑心へ四海をんと
用ゐ申候 又物いひ人一万程
大数と申候 此書写と以け一文字ハかりなる
よしをうたの考ふる清正の人の
武蔵叢話云 政宗ふる兼く瀬の上松川の百姓
ものゝ山中上松村へ清正陣所相尋ねし
中略
中なりよつて上松方の沙汰をたく延久を
暇籠ものを等ものく立並る政宗方を見
見元をゝく法不山松村へ清正陣所
一万ものを申松川へ乗掛る松川の法
上松方見元を初ものゝ居る如く遠見の老系
切て帰政宗山山を出陣へ人数を押へ
云
按遠物人を遠所乃清正と仕候ものゝ乃表
ものゝ所ものゝ法遠所へ潜ものゝ敵地乃
嶮易敵を其所動ものゝ又上松ど

有なりかれさは動静と家ともいはれ
たゝ扨又たゝ其人[illegible]れた例の物見り物を
あるいは准しく物ゝ[illegible]へし紙あるは規格は
ゝりくあへくれは物の内ゝ山手殘う
生物ゝあり又ゝ二職よりあれし家も
あるしとも或ゝ方ゝを只書を用あと
はましくゝあへの[illegible]ハあるはなくしし
ゝ名称のことあるまあゝ又一家ゝ二家

しくはくしくあるこし

忍物見又稱芝見カマリ物見

小田原記云 龍河嶋東管領條 伊賀國ハ應仁ノ頃ホヒ仁木伊賀守カ守護ノ國ナリシカトモ其後代ヽ衰ヘ伊賀國ニハ住シタリト云ヘトモ所領ハワツカノ躰也皆地侍共押領ス彼地侍ト申ハ昔ヨリ服部黨是也彼等カ一門等屬ノ浜近國ノ山ヽ浦ヽニテ山賊海賊ヲ業トシ狩漁ヲノミ專トシケル間日本今戰國ト成テ伊賀衆ト號シテ

小田原ヲ初メ國〻ニ五十人三十人ヲ置テカマリ
伏兵ニ用ヒケル　物ものしきかまりとして此器物
かまをぬんわり南蛮の物ゝ
甲陽軍鑑云　味方軍　味方軍とゝ合
多列條
ことゝ所多ク伏かまりする用の大事ハ信玄
ゝれ物ゝかるものゝ
物
と

物かきものゝ
とハ鶴ぬゝ

見聞雑話　孫
之武井夕庵信長ハ小西津ゝ
梶川ゝ先津ゝ

治川ハ先陣ニ成川を渡シ[illegible]中[illegible]長
信長寛ク梶川法師を[illegible]成へ[illegible]と宣[illegible]者ハ
[illegible]ニ[illegible]ハ信長[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]出シ川筋[illegible]不法[illegible]ハ
[illegible]ハ[illegible]ト[illegible]五郎[illegible]
念ニ川へ流[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
郎ト思ヒ内意乃不へ[illegible]今宇治川の先陣を

梶川法師と[illegible]
奥羽永慶軍記云　正宗攻大内　備前守　大内備前守
ハ其夜小濱ニ歸レハ正宗モ三十餘町引
取野陣ヲソセラレケル白石若狭守ハ敵
若夜討ニ寄ルカト芝見ヲ附テ用心スレ
ドモ更ニ夜討モナカリケリ
北條五代記云。大物見武者ほそれを除　軍出る　對陣をもる附ハ
敵と[illegible]の級[illegible]入ハ是程

大坂用へ行茅不所く敵をとらしひあつまるハ
ゆふ気と茅を焚しも居年より夜のゆ屋と
行る事あるを

按忍物見ハ人ふさとれさると考要とし拵ふ
を例し山もいり或る紫京叢のうちよ沼
まを居く敵地の清白を窺ひき職官也
六代原職を例乃物見ハ人ふ者ハ大
ゆ八徒立のようゆ事と又西ゆ

物見を頼
の類なり　さて潜行もの也
代ゆ也ゆ或る物見又芝見也
茅ゆ待ハ雨の沙汰清白
事の便宜ハ浮い或ハ人居乃傍又ゆ叢の
中ゆ也ゆ伏ゆ
芝といい茅と以ふ芝ふ京京沼
をよりゆ
ふ

拵忍者の法と合考

武家名目抄第五十九冊

国立公文書館
National Archives of Japan

物聞 又稱聞物役耳
聞外聞聞次

遠聞 又稱外聞
忍者 又稱間者
諜者

訴人 又稱目明

透波 又稱乱波突破

武家名目抄第四十七冊 九六

職名部 卅八下 九四

物聞 又稱聞物役又耳聞又外聞又聞次

越後軍記云 景虎越中國境迄發軍條 天文十七年八月廿一日景虎越中表ヘ攻入ントト欲シテ軍粧頻ナリ同年十月五日近習ノ者七人ニ聞者役ヲ云附三人ハ甲州ヘ遣シ四人ハ越中能登加賀ニ往シム聞者役ハ忍ノ者

或ハ目附横目ト云ヘル類ナリ依之國主
ノ政道群臣ノ行跡庶民ノ風俗ニ至マテ
日〻ニ注進セシカハ國〻ノ善惡ヲ具ニ
知玉ヘリ
長久手合戰初終記云家康公賢慮深キ良
將ナレハ云〻岩崎ノ城ニ忠義不淺勇士
タルニ依テ丹羽次郎助ヲ示シ籠ヲカレ
又敵方ニ物聞ヲアマタ付置給フ也

甲陽軍鑑云若時より人仕ル侍衆内〻ニ二番三番ハ内原形四周に生ル者ハ
若者を内見ル身方ハ人撰ひ出シ年寄を四五
度ヲ見ル法人ハ他国より来ル新参者ハ
手柄の虚実を少宛或ハ拾ヒ〻〻もらすと云
中人ハ侍軍ヨリ見ル者ハ
大身出頭計ヲ憍慢ヲ〻〻法度ヲ軍ヲ云ハ外
ヲ〻人ハ頭ヲ〻〻〻〻〻〻解相ヲする人ハ悪シ

法人は板にてやうすする人の武具道具事を
嗜の人の限りなく法度を能嗜くもの矢弓
鉄砲人数武具に心を無の人の一切の芸無をやせ
ず是を専人古人を首根弥二郎金九郎八郎
之枝勘解由左衛門三枝新十郎首
根与市助是なると右之人の年寄八法者之人の
内ゆく奇麗なる人あひよき者の仕法者
うちたるものの出者の謀無者の礼義仕る人の武藝
なる人の物わく人の筆等なれ人の世人物を配形
乃内忘あり中なるを物をを仕合武
なれ形を
太閤記云然本城作に作を宮者を而数度
後法條作に
作れを以なるを取なるし替を用前を
なれ人なるを法なるなる世の誤なのなるまいを
切くいて一合戦せんと思ハ者のなるまと評し
なれを名作り敵退敵なるまし兵なる

今少まち合せ四郎と（自然脚ちから利を失
却て軍に有之故味方利に軍に氣脫成
る事功績に有之事を知を
事に成績二十人と却て出来ハ清兵衛
まらしく事成しと故ハ杉浦成吟ハ今度
度に力抜入ちと事なく而事なる故
一揆ハ不ちまれ目前に重而ちまし
き源寛と出ちを也 中略 或曰成績と後ハ等損

蓑を見及少及次第告侍也我高量乃器愚
多と此者にあらんと拙の理不且曉き者武
と伺且知侍る者と如ねく廿人撰出家侍
めつ者と侍に国く拵切切もく
又云 国人と門 晨鶏孝に忠孝に志きと東の支撰
及忠源
雪引と人侍る 敵味方と陣侍る侍也き
却しと成成績共人を以て相成と西の方へ
急き切と有と中黒乃旗さし相しと侍ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

蒲生氏郷記云内〻氏郷被存ハ木造尺長
二出ヨカシ討果トテ方〻ニ物聞ヲ置指
出候ハ鉄鏡炮ヲ打候ヘソレ次第ニ松カ島
ヨリ掛付可討捕云〻

武林雜話云黒田如水晩年ハ山居ヲ好ミ
濁汚津ヲ引除
吉右衛門ヲ潜ノ矢見ヲ仕ラセ〻ル門番ニ
居ナシ如ク知ラ〻ル為ニ拵ラ〻ル六入仕
ル元の間ノ内ニ拵用事ヲ下ラ〻ル存ル

出別若きもつしきあまたと思合ふ心にも出来
ならる宜かりしも凡事ハ大事の破となると
東遷基業云　石田三成含議條　石田小西ハいまた同心なれ
互其同意ハ時刻移らて謝薩公及大将を
長束西家双方の御思案得ことあるへき事なれハ
高兄の宅へ人伐ありさ定めて居られた此
不危しきて一左右と申て彼宅讃し究極子
和してハ十六前後可申といへれば付ならへし若又

吉川の係らさは格別警固きわしくハ思ハしまり
ねへくんハ内小西家の挨拶の者能くにを論りて
本其中とと告ゆ
按此等の不識又ハ人ハ諸家名称格なく
必同異なしといふまてあらさらせす大概其要
務とある所ハ他の国郡まても瀰りして変の
消息のしこ其風説を申さは又ハ我家
の門族本家役等の行状形の善悪をも何事にも

[illegible]職掌なりされども[illegible]
[illegible]同游使書[illegible]の如くうもれ[illegible]
要職にあらざる人品[illegible]
[illegible]大事[illegible]少しつ[illegible]
所役[illegible]人の[illegible]心賢き
人を用ひらるなるべしまた[illegible]
相乃[illegible]同[illegible]者[illegible]津中[illegible]軍
[illegible]の[illegible]雑[illegible]

あるべし[illegible]
[illegible]の[illegible]
以て其事務を[illegible]真遠風なるもの
[illegible]職号[illegible]同[illegible]或[illegible]少相役
又[illegible]次[illegible]次取次なるもの次なるを[illegible]文を引[illegible]太
[illegible]記[illegible]債と書[illegible]其[illegible]人の同きを以て
用ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

遠聞 又稱外聞

[illegible]

太閤記云 小伊勢表 秀吉と素戸より西六里
進後條
引退く瀬川を弓矢を以て防ぐと今日は
根蔕さう無念なるべし小勢なれ共情を
彩さうに表計出なく八方手を以て
をしらへとく軍中を制むきしく夜盗乃
功者と雖少しかし経験大かりと山の如く
積上たりせしは痛たしや一益よりも乃支度
と宗しく成者なくなりやあんと
不審く思ひ是を示す乃物を用ん沈ひを入れ
防しき敵は此方へ告知と云やり還
く自分用ん之為て
又云 池田勝入道父子討死條 別紙九日之州表て有後而
との程八日乃未明より廻文あり藤木より小牧
山へ参く注進申と者あく信雄にも家
卿も手あつまりと知へ中略猶入る屋
乃ち一段へと爰まと者と刻まを折

立勢と推しに寄せ少き兵を以て多勢
南とさしく打ち出すとは為ても用を
為にしく出し別る出張を少き兵又者
多勢なれども一きしく打ち結ぶ出張
陣ませと告ぶきれる心易思ひ立てしく打
寄せ陣を移れく陣勝原の辰ことれ山を兵陣
しを中夜の明るとうち待ちけるに
大友奥庭記云 合戦源義湯八鬼さと川越

後小あく寄陣を陣を張世所を要害悪き
きさ勢多原を南陣とすへらまを所を知所
乃軍云きれ世老功れ待ても不用いる思ふく
う日来ず替智て扨見和少ても出思ふ子四を
らく口さ中臨地を待て必死所きうをく陣
しを事

又云 虚空得二句世の偈頌を以く渇仰を後係 越前国乃住人金沙と
云虚空九州を下向て金沙ところうふ業

内ゝ服道乃あゝもなれとも古ゝ伝の中
みゆゝ毎年礼の城より外れたりあるなし
ゝなりよりゝ一番城中にゆんと思ひ
為とあゝ米一粒ゝとゝすて不渇命と及
如ゝ、
按遠国といひあゝとあゝの事
みゝゝあゝふをあゝんゝあふ類ゝり
位物ゝとゝりゝ歌ふあゝ付ゝゝと

時機を察人をゝ又外ゝとゝ人ふを
のゝゝ他方ゝゝゝ名称ゝあゝ物ゝ及
其一端をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ物ゝのゝとゝゝすゝをゝ
ゝゝとゝゝ人ゝゝゝ家風とゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ大ゝゝ他方を家ゝを
最ゝすゝあゝふ人ゝ

訴人又稱目明

見聞雜録云岩間大藏丞殿一事八武田内藤代
と中すと雖久しき考る無しと云共代々知
行を賜り生涯大臆病にて内陣に
一番に先へ駆と雖も内凱陣に番到之者
事一度もなし七八歳と雖信玄時代分捕を
持へ進と雖も或る馬を乞て色々内々智恵
を彼の母内抱守を以て内生涯より内来る中
書 世間功を持ち[illegible]代を不味者と
思ふ事軍場嫌也然共方々生涯
病死なれと罪科なき者なり
士を乃及ず農工商等と悪事と見出し
次出しかり[illegible]と名を妻子没頭而
後を司内の国に許人役と云事を以作者也
を代と用ひしを変也用ひしと云若者元来
陣中に功名功乃大将用代と用ひしと号者
上杉方頂別段の時代長尾景虎代

の節大永五年より號初云〻 板目明の孫ハ大永の二月
長尾之玄昭旅ゝ中なる
甚と他書ゝ
えん疑ふへし
甲陽軍鑑云 信玄代惣 諏訪人岩写大義左衛門
人数條
少ゝ國中等事の儀とゝ中ゝ家侍一人ゝ
又云 勝頼公御
ふ條 甲府ゝ人の沙汰きゝハ桜井市川伊
清弁上蔡元道斎ハ甲州先方衆也又諏訪人岩写
大義左衛門一切事中ゝる信玄公時のこゝなり
同末書云 都ノ御番ハ降參ノ侍四十箇國
ヲ分取大將衆ヲ四人充是ハ當年七月十
五日ヨリ翌年七月十五日迄其警固ニ武
田ノ御一家衆兩人充替リ様同ジ其目明
シニ武田御家譜代ノ侍大將衆兩人衆替
リ様右ノ如リ也
見聞雑録ゝ信長ゝ謙信ゝ敵対ゝ敷賀ゝ出陣ゝ居
一書ゝ曰ゝ家人前波ゝ吉徳ゝ用ゐ
家前ゝ実録一ゝ書ゝ記知新倉ゝ

名誉は無考りて市牧伯六左衛門と生捕来
るを山城河内を郎等加賀美と云者迄
按甲州ゟ諸人とひし而職人分ハ
貝殻の類ゟ見ぬ雑説ゟ云ふ
ゟ人ゟ而のさく者なる事
眼をつけ嘉元年ゟ宮生ゟ
つゟ也ゟ仕人の陣而ハ役而
ゟ人ゟ前ゟれゟ芸勤惰ゟ
而ゟの人ゟ貝殻ゟ
の職業ゟ似ゟ
少ゟ後ゟ
いゟ
而ゟ
ゟ貝殻ゟ
ゟ
貝殻ゟ見
ゟ
ゟ

世ニ見ル所ノ系図ノ如クナリ

忍者 又称間者 諜者 間者

太平記 源西院本云 阿新 條三郎カ一ノ太刀ニ胸ヲ洞サレシ時アト云音ヲ番衆ノ中ニ聞ツケタル者アリテ怪シク思ヒ傍輩ヲ起シ火ヲトホシテ先本間三郎カ寝所ヲ見ルニ血流タリコヽイカニト憤テ細

人アリテ三郎殿ヲ害シ奉リタリト呼ハリケレハ若黨中間集テ先堀ノ内ヲ残所ナク探サカシケレ共怪シキ者ナシ按本書細人を

太平記云八幡炎上條師直此由ヲ聞テ此城ヲ責カヽリナカラ落サテ引返シナハ南方ノ敵ニ利ヲ得ラレツヘシサテ又京都ヲ閣ハ北國ノ敵ニ隙ヲ伺レツヘシ彼此如

何カセントト進退谷テ覺エケレハ或夜ノ
雨風ノ紛レニ逸物ノ忍ヲハ幡山ヘ入レ
テ神殿ニ火ヲソ懸タリケル
又云三宅荻野謀叛條如何シテ聞エタリケン時
ノ所司代都筑入道二百餘騎ニテ夜討ノ
手引セントテ究竟ノ忍ヒ共カ隱レ居タ
ル四條壬生ノ宿ヘ未明ニ押寄ル
又云平石城軍條爰ニ結城方若黨ニ物部次郎

郡司トテ世ニ勝タル兵四人アリ兼テヨ
リ敵若夜討ニ入タラハ我等四人ハ敵ノ
引返サンスルニ紛レテ赤坂ノ城ヘ入和
田楠ニ打違ヘテ死ルカ不然ハ城ニ火ヲ
懸テ燒落スカト約束シタリケルカ少モ
不違引テ歸ル敵ニ紛テ四人共ニ赤坂ノ
城ヘソ入タリケル夫夜討強盜ヲシテ歸
ル時立勝リ居勝リト云事アリ是ハ約束

ノ聲ヲ出シテ諸人同時ニ颯ト立颯ト居
角テ敵ノ紛レ居タルヲエリ出サン為ノ
謀也和田カ兵赤坂ノ城ニ歸テ後四方ヨ
リ續松ヲ出シ件ノ立勝リ居勝リヲシケ
ルニ紛レ入四人ノ兵共敢テ加様ノ事ニ
剛又者共ナリケレハ無紛エリ出サレテ
大勢ノ中ニ取籠ラレ四人共ニ討死シテ
名ヲ留メケル

豫章記云閏六月四日松崎ヨリ船陸ニ手
ニテ福角ニ發向ス同十一日大空城ヘ正
岡六郎左衛門尉忍ヲ入テ打落ス
鹿島治乱記云日ゝ兵具ヲ集飯城之謀略
無弓断鹿島宮中并在ゝ所ゝ〳〵間者ヲ入
窺隙云ゝ
中國治亂記云尼子ハ青山三塚山ニ陣ト
ル毛利方ヨリシノヒノ兵ヲ出シ風越山

ノ勢ヲ切崩ス

多聞院日記云天文十年十一月廿六日ニ敵伊賀ノ国笠置城忍ヒ入テ坊舎放火ス而ル

山屋ヲヤキ之ノツキノ門一ノ居ヲトル或ハ

二ト云篇ニ也末沃方ノ塔大将ハ迯カヲ

井ニ江州カウカノモノ也ニ人数僅七八

十ニ成ル云々

小田原記云 瀧河關東管領條 此瀧河本國近江國

甲賀山家ノ地侍一ケ半身ノ者ナリシカ

若輩ヨリ鐵炮ヲ打習上手ノ聞エ有シ程

ニ信長ヘ召出シ一騎合ノ侍ナリシカ近

年大将ノ号ヲユルサレ一方ノカタメト

成去ル天正三年伊賀國ノ地侍共多年信

長ニ隨ハサリシヲ發向シテ退治ス此伊

賀國ハ應仁ノ頃ヲヒ仁木伊賀守カ守護

ノ國ナリシカトモ其後代々衰ヘ伊賀國

ニハ住シタリシト云ヘトモ所領ハワツカ
ノ躰也皆地侍共押領ス彼地侍ト申ハ昔
ヨリ服部黨是也彼一族（族族）ニ竹ノ谷田森田
原ナント云義理ヲモ礼義ヲモ不知不道
ノ凡下ノ者トモ日頃ハ伊勢ノ國司ニ隨
フ躰ニテ時々ノ出仕ナトシテ己カ國ニ
ノミ住シ他國ヘハ終ニ不出彼等カ一門
等屬ノ族近國ノ山々浦々ニテ山賊海賊
ヲ業トシ狩漁ヲノミ專トシケル間日本
今戰國ト成テ伊賀衆ト号シテ小田原ヲ
初メ國々ニ五十人三十人召置テカマリ
伏兵ニ用ヒケルサレハニヤ信長ニモ一
圓不隨城之助殿ヨリ人衆ヲ度々向ラレ
シカトモ却皆伊賀衆ニ被打取誠ニ信長
ノ無念類ナシ誰ニテモアレ伊賀衆甲賀
衆ヲ對治セン者ニ管領ヲ可給トノ儀也

瀧河承リ我等ハ近江國ニ取テモ伊賀隣
郷ノ住人多年案内ヲ存テ候御勢ヲ被下
候ヘ馳向テ退治可仕ト申請五百餘騎ニ
テ馳向ヒ三方ヨリ押込伊賀一州ノ服部
黨侍ハ申ニ不及土民百姓マテモ名有者
ヲハ一人モ不殘ナテ切ニ致シ不日ニ伊
賀國ヲ退治シ此時服部黨ハ皆亡ヒ失ニ
ケリ扨瀧河此由カクト申上又甲賀ニ陣
ヲ取重テ使ヲ立甲賀衆ヲ此キヨヒニ退
治可申由言上ス信長聞テ甲賀ハ已カ本
國生地ナリタトヒ信長申付ト云トモ已
カ在所退治ノ事侘言イタスヘキ支成ニ
是非對治可仕ノ申様不道成申事也トテ
其後ハ餘亂ナカリシ云々
松原自休手録云其後西郡宇土城楯籠松
平勘太郎押寄ヘ放火引入軍勢遣伊賀

忍者従風上放火以此相圖出軍勢依之無
一支開城退云々
増補家忠日記云永禄三年五月廿三日士
卒ヲ励シ進テ刈屋ノ城ヲ攻撃ツ岡部カ
察スルニ違ハス信近急リテ城中微勢ナリ
夜ニ入岡部カ與カノ兵伊賀ノ忍ノ士海
路ヲ廻テ竊ニ熊村ノ堀ヲ渉リ城中ニ入
リ火ヲ放テ関ヲ發ス城兵驚キ騷ク信近
是ヲ拒ク下イヘトモ寄手ノ猛勢攻入ル
ノ間信近遂ニ戰死ス信近カ臣玄蕃允城
下ニ在リ是ヲ聞テ城中ニ馳入伊賀ノ國
ノ住人服部黨ノ忍ノ士三十餘人ヲ討テ
信近カ首ヲ奪返シテ岡部カ兵ヲ郭外ニ
追出云々同
又大神君清善ヲ援ケ給フテ軍ヲ曳テ六年六月一日
名取山ニ陣シ給フ江州甲賀ノ忍ノ兵ヲシテ

上ノ郷ノ城ヲ襲ハシメ玉フ城兵是ニ驚
キ騒ク云ヘ
謙信家記（麓虎越中發向條）云ヘ上下八千ヲ率シ戸山ノ舟橋
ヲ打渡リ一日對陣ヲ被成敵地ヘ忍ノ者
共ヲ指越敵ノ風聞ヲキヽ届明旦戦トソ
キコエケル
見聞雑録云長岡京ヤと同を配て傍に京
ふ迄谷録八坂小舟下に密法寺あの大こと

紛れあ方法寺より赤宋見る用ハ遠しと
云ようふく源八舟下るふ寺ふ世大勝くと
見えしもりくを被ふ大皮れく抜小
太刀を抜て切結中略百人組の所寺井定右衛門
言法軍平飛掛くと組合忍の者力法寺井をそ
く押へ藤の下へ引倒軍平と挑合ふ源ふ不
へ内藤を押来世限をそくとる法寺公れを
を打ち抜内中ふ引ふ京大渕石坂勘兵衛者人

為き仰せ考えられ連署を以て仰せ出

候旨申引き渡ふ

籾井日記云 丹波家評定條 櫛田殿伊田殿歸國ノ

後宗徒ノ人々ヲ召サレ候テ種々評議ノ

次第トモ候別所ヨリモ御下知ノ手合ヲ

受候トテ使者衆度々ニ參ラレテ候又方

方ノ國々ヘ入ヲカレテ候大忍小忍ノ衆

モ歸リ候テ世上ノ密事トモヲ注進ノ衆

モ候

又云 丹波家所々先永上家ヨリ段々ニ忍

忍者遣條

ニ諸方ヘ參ラレ候宗徒ノ人々ニハ菅五

郎左衛門雜賀五郎兵衛中略右人々ハ皆知

謀ニ練申タル歴々ニテ候凡リハ安土岐

阜京攝州越前越後甲州小田原播州丹波

但馬大和山城江州ノ邊ハ入ヲカヌ處モ

ナク其外軽キ忍ノ侍モ大分ニ立候

又云 丹波家別所忍者 捕荒木村重忍條 氷上ノ間者藤井寺
善次郎先近渡ゝ呂木ノ高大寺ニ忍ノ處
ニ別所殿ノ忍衆生田八郎兵衛長範ニ逢
候生田カ不審ナル者ヲ見テ候ト云故藤
井寺イカヽトテ生田ト一同シテ忍ヒテ
見ルニ茶賣百姓ニテ候ソレヲ捕ヘテ穿
鑿色ヽトハタリ候ヘハ白狀シテ候荒木
村重カ忍ナ士小宇津權左衛門ト名謁リ
テ候

又云 遣藝州忍者 飯丹波條 藝州ヘ入ラレテ候忍ノ
内能美次郎四郎重廉赤間四郎義國二人
飯リ大將ヘ密事ヲ申上テ候中略信長羽柴
カ忍ノ兵共定メテ大分ニ入テ有ヘキナ
レハ色ヽノ雜說モ藝州ノ船用意ナトノ
品ヽニ氣ノ付又事ノ有ヘキヤ中ヽ取攤
ケタル沙汰ニテ密事ニテ有樣ニハ曾テ

見及ヒ申サス條略（中略）云々係ル處ニ攝州邊ニ居
候間者衆輩六郎兵衛雜賀五郎兵衛中村
兵右衛門熊谷采女等段々ニ來リ候云々
太閤記云 紀中國鳥城 佐々内藤助賀州表
城明退條 働ニ付四人所々遣ヲ事ヲ一度ハ
四方ニ付不審事ヲ悔ヒ申ス我家中ヲ
ゑ前田方より同志ヲ入内浮ヲ少ヒ事
ヲ疑ヒ又ヲ見ヲ出ヒ利家後巻ヲ

石加ヒ事ヲ彼後悔ヒ頂服ヲ申ス加賀
國ヘ乱入ヒ事ヲ放火ヲ發向ヒ事
清正記云 秀吉公佐中國 秀吉公百八ヶの人
冠の城責條
数ヲ率ヒ佐中國冠の城ヲ攻の別秀吉公
ヲ勝ヲ百ヲ杉原七郎右衛門責口ヲ攻ヲ
ヲ作ヲ別ヲ七郎右衛門責口ヲ伊
賀甲賀の者ヲ

東遷基業之　東之河神君ゟ松井左近忠
合戦　源次郎殿ゟ蒲形城を攻落さるゝ
次ゝ御手ゟ城を攻落さるゝ
打立ゟ者ハ之方面ゟ方へ
ゟ出城ゟ味方の士卒城ゟ
事ハ之ゟ者内藤甲斐守ゟ江州甲賀元縁の方
ゟ江州より招き忍入ゟ焼崩ゟ
ゟ入ゟ中ゟ有忠次井貞と須井弥兵衛
両親と共ゟ甲賀ゟ伴ゟ方面資家を

始一族郎従八十餘人忍ハ不別ゟ
ゟ連
ゟ有忠次ゟ二百餘の人ゟ城を
滴ゟ伴を国名ゟ三方面ゟ甲賀元逃去
湾所ゟ伴ゟ三百十ゟ共忍の者を
城中へ入ゟ櫓ゟ火を放ゟ逃ゟ家入ゟ
愚耳舊聽記云（波岡責條）為信ゟ波岡の城下九日市四日市
伊賀小荒木の名たゝれ（ゟ）て好ゟ（ゟ）時乗（格）
業ゟ渡世ゟ有ゟ者の内

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

關八州古戰録云太田氏房ニ蒲生氏郷ノ度目夜討條

伊賀ノ者町田輪之丞トテ忍ヒノ骨張ナリシカ其夜ノ子刻計ニ氏房ノ持口ノ埋門ヘ付テ城中ヲ伺ヒケレハ云々

増補筒井家記云慶長十三年六月二日於

上野城河村与六郎松浦佐内密ニ謀リ桃谷与太右衛門ヲ名張ヨリ呼寄同ク内談シテ与太右衛門ハ大勇力ノ者ナレハ討手トシ伊賀ノ忍上手服部平七郎ハ至剛ノ者ナレハ是ヲ組手トシ猶洩サヽル様ニトテ強力ノ者共三十餘人ヲ逼々ノ間ニ隠シ置侍從定次ノ命トシテ大坂ヨリ急用ノ書付来レリトテ中坊父子ヲ二ノ

丸ヘ呼入テ生害セシカ為ニ使ヲ両度迄
遣シケリ

松原自休手録云板倉遣諜者ヲ大坂日ヒ
聞大坂ノ評議告聞東五ヒ

按忍者ヲ以テ諜者ヲ放ち或ハ内者と
ハ又諜者ヲ使ヒ敵ヲ欺ク事ハ他邦
不潜所ニ敵乃形勢ヲ窺ヒ或ハ使ヒ
敵中ニ潜入シ内諜ヲ用ヒ作敵

城ニ入事大ヲ放ち又刺客ヲ以テ人ヲ
殺ス事ハ大ヒニ古乃忍ヒ所
なり扨忍用ヒなり多くハ古れり而
後乃一端なり西ハ御堂よ
あり長ヒ人の志ハ定まるなり
庶士乃列なるとハ是軽同ハ又ハ九州
の者もあるとハ京師よりきて而あるハ
伊賀国又ハ別甲賀の地ハ地侍多き而

あらましきよし意に似たれども名義たとへば日
夜戦乱を事とし竊賊強盗をもなせし
より其のうちにて間諜の術に長じたるも多く
いでくるよしかば大名諸家彼地侍を抱しかば
此の忍の役に従ひしも多く此の事世
にあらはれて伊賀者甲賀者とよべることの
諸国にひろまりしなり此の徒鉄炮の術には多く根来
者を用ひられたるよし也古来諜の術をな

せしよりの諸書にも諸流ありといへども
ともそれを名目とし我せんとする事あらば
まづは伊賀甲賀根来の様を会得すべし

透波 又称乱波（突破）

新撰信長記云樋口三郎兵衛楯篭末ノ目城條一揆共樋
口三郎兵衛在城ノ折節スツハヲ遣シ城
ノ様躰ヲ見計ヒ立歸リ申様只今ハ勢モ
ウスク相見エ其上サシテ用心ノ躰モ無

之

太閤記云 秀吉公於敵國成要害之主條柵際を切る夜淡炮

をさへ打あくを静を及くるを以敵寄引引かのすつを乃

あ遠に時を着く引引かのすつを乃

功者を詳論しをる今日は思れふ人夜一

てを段防戦をしおるを敵の機を知るを以叶はさる

而也をし

甲陽軍鑑云 甲信さるせ さ也会戦條信濃の国より加へ

意味をつを七十人の内より世人足をを

ものなるふ者をらふ出し書をを人質をり

甘利備前ふ十人 敵飯 板富多彩を十人 板垣信形

ふ十人 右三十人乃人質を二所をあつ者さて

ををつを世人を村を方へ十人頼茂方へ十

人小笠原方へ十人 指越指をを見をを二人

信を帰世方より出をふ信ふ中わをし

をつを者ハ又敵地へ多紙を書を晴信ををつを

[illegible]と指統[illegible]

又

甲陽軍鑑云 味方原軍 味方原軍とせんと一あつ
分別係

くうつくうとく出る口伝を一峡雖とくつる
見事なるすつその入而也但地とてまんの事
口伝[illegible]

見聞雑録云秀吉曰内前のごく偽軍[illegible]抱
[illegible]スツハ[illegible]中迫に破軍[illegible]吳[illegible]と韋駄天
[illegible]の一年と仲[illegible]

走りと申名人為[illegible]あいく宣[illegible]イダ天と改[illegible]
[illegible]名人為[illegible]多[illegible]

[illegible]

又云勝頼公[illegible]軍勢乃支度迫とく早[illegible]
[illegible]出小續[illegible]阿部加賀[illegible] 下五人略之 遣彼[illegible]
内藤代淡日平[illegible]天狗十[illegible]警[illegible]平中[illegible]
郡人[illegible]
人[illegible]云

又云長崎より石抱迄遠浦〻石巻〻出変化
〻元年龍馬の小人と中出の五年〻遠波〻
石出て〻下山乃去高〻拙考海津之城〻宮小
山城考〻〻〻〻坂彈正少弼之中而修路へ
不〻〻〻也川中島合戦〻年不信州遠波
〻〻小神波〻〻〻〻知て有〻〻〻長浦へ抱て
出〻〻遠波小変化元年龍馬小人〻〻〻濃
〻〻此遠波詰〻人〻内〻〻乃〻〻〻書〻忍〻

名人〻〻人〻抱宮乃常〻遠波〻人前宮く
れ〻人〻母妻〻〻海津城へ引〻人質〻
宮め〻神波へ入〻〻〻彈正殿乃〻存知〻
去潮人殺の者四〻人〻外知者有〻〻〻強
信〻知乃動静月〻宮〻〻〻度宮沈乃〻
事出〻為変〻明事〻〻〻〻龍〻小波
乃〻〻知〻〻〻彈正小神波〻内へ焼働〻
乃〻〻信〻庵宮を家〻〻〻

又云先年信州ニテ実破の内次郎坊と云
ふ坊を乃実破をしらず不思議の義と見は裏
河を打ふ右乃ふくと何ともなく投打に不面白
ナリとふ延ふと其の時天狗とも
ふ可及ふくいかゝ
甲陽軍鑑末書云小山田スツハヲ幾人モ
以矢置書ハ角取紙ノ割符ヲ以跡ヘツリ
夜ハ飯来テツリル

又云夜軍ノ内ナラシ實儀ハ我侍大将ノ
中ニテモ其人其忠ヲ見届スンハ知スヘ
カラス夜軍ノ謀漏レテ敵是ヲ知テ防カ
ハ孫呉モイカテ利ヲ得ンヤ是味方滅亡
ノ本也故ニトリノ備衆ヲ聚場ヲヨク考
スツハヲ以テ見スルニ敵ノ陣取驕ル敵カ
ノ揔軍大将ヲコナスカ能見届テ致ヘシ
又云敵推向ト聞ハ三者ヲ遣也ニ間見

二ニ見分三ニ見付也遠ク見ヲ間見ト云
近ク伏テ見ヲ見分ト云敵ノ内ヘ入ヲ見
付ト云見付ハ敵ノ一ツ言ヲ以ス何レモ
スツハ也

北條五代記云 肯矢軍 條 長須ハ主國主の書用を
よく知ると心横ぶるくせ者なりし此
名を孔波と名付國大名衆扶持しなくを
夜討の時をかけると先主とハ知れぬ所へ
行ホ所を取ると夜明のよりく道を迷ひ迷りを迷
程共五十と百も二百も三百と使い敵を伐へ
忍い入ると或時を夜討分捕高名或時を城
見へ行歳京多村の中又須と所く毎扶敵を
うつ何事もあるくを時を敵ハ
きを切ると見へとかはるを敵のはきをきと
名付ると

奥羽永慶軍記云 佐竹北條合戰條 道無申ケルハ

ヨナタヨリ取懸平場ノ一戰ニ千ニ一モ
勝利有ヘシトモ不存候タヽ當手ノ陣ヲ
堅固ニ守リ時ヽ乱波ヲ以敵陣ヲ夜モ驚
シ草ヲ卧テ兵粮運送ノ道ヲ断日數ヲ送
リ給ハヽ敵國ヲ隔シ長陣難叶覺候
翁物語云一分ノ少ノ働ニサヘ夫ヽニ品
多シ一人ニテスツハ業ノ事ヲシテモ或
ハ武扁者ト云手柄者ト云是皆ヒカ事也

按遠波或ハ孔波ト云ハ考ニ忍ト云
ハ忍者ノ名称ハ一種乃賤人也
忍ヒのみよりの中ハ庶士の内より級せ
らるゝを以れと遠波とよるゝ往ハ大
つゝ野武士強盗なるの内ヨリ出られ
技持せるゝ者ハ無去ハ同去ハ夜
討なるハ強ハ仮ハ強ハ戦国のなるも
大名法家行ともこれを遠ハ遠

波ようくまつ八とし乱逆ゆとらつもと云
さくを名義を南北の諸ゆ動静をのりて
前尾前合せさる考をまつもとい事れ経
ゆしく稿をのりをとらつもとひしまと
新まれなるへし今俗よりもと又らつむ
新まれなるへし今俗の間のあるハこの遺言也
さるさの間諜又後討法盗の事
まいとあるものハ人とあちもくら者ちれと
をのつるる新居印しるひ孤疑の形状とあら

大言辞し前尾せふ事多うるれくかく
名つきまつ葉と生賓ぬと乱
ことをいと遺波乱波一種のもれ
勿論ふれとるくいに関東ま大乱
波と称甲斐ま以ゆの関ハ遺波ま
ひとえうり尚和文ま辞ゆ 検北遺
使聽まく故ま平清盛国病とま
時元以用ハ今の世貝物
遺波氏
類ま

武家名目抄第六十冊

温故堂文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan